

第五十一回国会 衆議院 商工委員会 議録 第四号

昭和四十年十二月二十五日(土曜日)

午前十時四十九分開議

出席委員

委員長 内田 常雄君

理事 浦野 幸男君

理事 始関 伊平君

理事 中川 俊思君

理事 中村 重光君

理事 小笠 公昭君

理事 海部 俊樹君

理事 小宮山重四郎君

理事 田中 正巳君

理事 藤本 幸雄君

理事 三原 朝雄君

理事 島口重次郎君

理事 麻生 良方君

出席政府委員

通商産業大臣 三木 武夫君

通商産業政務次官 進藤 一馬君

中小企業庁長官 山本 重信君

中小企業庁次長 影山 衛司君

委員外の出席者

中小企業信用保 菅 博太郎君

險公庫理事 廣 公庫理事

十二月二十四日

委員麻生良方君辞任につき、その補欠として西村栄一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員西村栄一君辞任につき、その補欠として麻生良方君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員小沢辰男君及び佐々木秀世君辞任につき、その補欠として藤本幸雄君及び小淵恵三君が議

長の指名で委員に選任された。

同日

委員小淵恵三君及び藤本幸雄君辞任につき、その補欠として佐々木秀世君及び小沢辰男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員小沢辰男君及び佐々木秀世君辞任につき、その補欠として藤本幸雄君及び小淵恵三君が議

長の指名で委員に選任された。

同日

委員小淵恵三君及び藤本幸雄君辞任につき、その補欠として佐々木秀世君及び小沢辰男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員小淵恵三君及び藤本幸雄君辞任につき、その補欠として佐々木秀世君及び小沢辰男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員小淵恵三君及び藤本幸雄君辞任につき、その補欠として佐々木秀世君及び小沢辰男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員小淵恵三君及び藤本幸雄君辞任につき、その補欠として佐々木秀世君及び小沢辰男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員小淵恵三君及び藤本幸雄君辞任につき、その補欠として佐々木秀世君及び小沢辰男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員小淵恵三君及び藤本幸雄君辞任につき、その補欠として佐々木秀世君及び小沢辰男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員小淵恵三君及び藤本幸雄君辞任につき、その補欠として佐々木秀世君及び小沢辰男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員小淵恵三君及び藤本幸雄君辞任につき、その補欠として佐々木秀世君及び小沢辰男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員小淵恵三君及び藤本幸雄君辞任につき、その補欠として佐々木秀世君及び小沢辰男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員小淵恵三君及び藤本幸雄君辞任につき、その補欠として佐々木秀世君及び小沢辰男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員小淵恵三君及び藤本幸雄君辞任につき、その補欠として佐々木秀世君及び小沢辰男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員小淵恵三君及び藤本幸雄君辞任につき、その補欠として佐々木秀世君及び小沢辰男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員小淵恵三君及び藤本幸雄君辞任につき、その補欠として佐々木秀世君及び小沢辰男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員小淵恵三君及び藤本幸雄君辞任につき、その補欠として佐々木秀世君及び小沢辰男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員小淵恵三君及び藤本幸雄君辞任につき、その補欠として佐々木秀世君及び小沢辰男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員小淵恵三君及び藤本幸雄君辞任につき、その補欠として佐々木秀世君及び小沢辰男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員小淵恵三君及び藤本幸雄君辞任につき、その補欠として佐々木秀世君及び小沢辰男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員小淵恵三君及び藤本幸雄君辞任につき、その補欠として佐々木秀世君及び小沢辰男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員小淵恵三君及び藤本幸雄君辞任につき、その補欠として佐々木秀世君及び小沢辰男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員小淵恵三君及び藤本幸雄君辞任につき、その補欠として佐々木秀世君及び小沢辰男君が議長の指名で委員に選任された。

〔賛成者起立〕

○内田委員長 起立総員。よって、修正部分を除いては原案のとおり可決され、本案は修正議決いたしました。

次に、中小企業信用保険臨時措置法案について採決いたします。

まず、始関伊平君外二名提出の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○内田委員長 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除いて原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○内田委員長 起立総員。よって、修正部分を除いては、原案のとおり可決され、本案は修正議決いたしました。

次に、自由民主党、日本社会党及び民主社会党を代表して、中村重光君外二名から、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案並びに中小企業信用保険臨時措置法案に対して、それぞれ附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提案者代表より、趣旨の説明を聴取いたします。中村重光君。

○中村重光君 ただいま議決されました両法案に対するそれぞれの附帯決議案につきまして、自由民主党、日本社会党及び民主社会党を代表して、提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(案)

案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行にあたり、左記事項につき所要の措置を講ずべきである。

一、特別小口保険の付保限度額については、経済情勢の推移に対応してこれを百万円程度に引上げるよう努力すること。

二、特別小口保険と他種保険との関係については、併用が可能となるような方向で改善措置を検討すること。

三、特別小口保険の対象となる小企業者の具備すべき要件のうち納税要件の緩和については、更に検討すること。

中小企業信用保険臨時措置法案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行にあたり、左記事項につき速やかに適切な措置を講ずべきである。

一、倒産関連中小企業者の範囲に關し、倒産企業等に対する通商産業大臣の指定基準及び対象中小企業者の認定基準を定める場合には、できる限り広い範囲の中小企業者が対象となるようにするとともに、再下請中小企業者にも及ぶよう配慮すること。

二、中小企業信用保険公庫への出資の増額に努めること。

三、経済情勢の推移によっては、本法の有効期限を延長する等、所要の措置を検討すること。

以上が案文でございます。

以下、事項別に補足説明をいたしますと、中小企業信用保険法改正案に対する附帯決議の第一点は、特別小口保険の付保限度額についてであり

ます。

今回の改正によって、これが三十万円から五十万円に引き上げられることになりましたが、当委員会においては、すでに、本年春の国会でこの引き上げを決議しているものでありまして、むしろおそきに失したと言わなければなりません。経済不況の影響が、もっぱら中小企業特に零細企業にし

る。

要の措置を講ずべきである。

一、特別小口保険の付保限度額については、経済情勢の推移に対応してこれを百万円程度に引上げるよう努力すること。

二、特別小口保険と他種保険との関係については、併用が可能となるような方向で改善措置を検討すること。

三、特別小口保険の対象となる小企業者の具備すべき要件のうち納税要件の緩和については、更に検討すること。

中小企業信用保険臨時措置法案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行にあたり、左記事項につき速やかに適切な措置を講ずべきである。

一、倒産関連中小企業者の範囲に關し、倒産企業等に対する通商産業大臣の指定基準及び対象中小企業者の認定基準を定める場合には、できる限り広い範囲の中小企業者が対象となるようにするとともに、再下請中小企業者にも及ぶよう配慮すること。

二、中小企業信用保険公庫への出資の増額に努めること。

三、経済情勢の推移によっては、本法の有効期限を延長する等、所要の措置を検討すること。

以上が案文でございます。

以下、事項別に補足説明をいたしますと、中小企業信用保険法改正案に対する附帯決議の第一点は、特別小口保険の付保限度額についてであり

ます。

第一類第九号 商工委員会議録第四号 昭和四十年十二月二十五日

わ寄せされている今日、小企業者の金融難を救うためには、信用補完制度を重点的に拡充すること  
が第一でありまして、特に小企業者を対象とする  
特別小口保険については、今後すみやかに付保限  
度額を百万円程度に引き上げることが望ましいの  
であります。

第二点は、特別小口保険と他種保険との関係で  
あります。

現行制度では、特別小口と、第一種あるいは今  
回新設される無担保保険とを並行して付保するこ  
とができないことになっておりますが、これでは  
小企業者にとっては金融の道が制約されること  
になり、信用保証協会にとつては、いたずらに事務  
の煩瑣を来すのみでありまして、明らかに制度  
の欠陥であります。すみやかに、特別小口保険と  
他種保険とが併用できるような制度改善をはかる  
べきであります。

第三点は、特別小口保険の対象範囲でありま  
す。この制度を利用する小企業者が具備すべき要  
件、すなわち居住要件と納税要件については、現  
在、発足当時と比較すれば相当緩和されてはおり  
ますけれども、なお納税要件を満たさないため  
に、制度の恩恵に浴さない小企業者があること  
は、法案審議の際に明らかになっておるところで  
あります。すなわち、所得割りのつかない住民税  
の納税者がそれでありまして、これらほんとうの零  
細業者を締め出すことは、何としても忍びないの  
であります。均等割りを納税した小企業者にも  
制度が均てんするよう要件緩和をはかるべきであ  
ります。

大臣は、昨日の本委員会における質疑にあたり  
まして、予算委員会出席のために退席されたので  
ありますが、私がこの点に對して指摘いたし  
たのでありますけれども、専従者が一人でありま  
す場合におきましては、三十一万円以下というの  
は住民税の所得割りを認めない、専従者が全然い  
ない場合は、二十六万円以下でありますならば、  
これは所得割りがかからないのであります。月収  
にいたしますならば、月に五万円あるいは四万円

の所得があります者は所得割りが除かれておる、  
こういうことになってまいりますと、そのような  
人たちはこの特別小口保険の対象から除外される  
ということになってまいります。ところが特別小  
口保険というものに対しては、当然これは特  
殊部落的で、何としても、このような企業という  
より、生業といふものを救済していく、そうして  
生業、さらに企業にこれが発展をしていくよう  
に、十分助成措置を講じていかなければならな  
い、私はこのように考えるわけでありまして、  
したがって、所得割りをはずすべきである  
ということをお願いいたしますが、しかし均等割  
りだけということになってまいりますと、保証協  
会のリスクの問題、あるいは事務上の煩瑣の問題  
等々いろいろ出てくるといったような長官のお答  
えがあったのであります。その点もいとは言え  
ないのであります。だからといって、煩瑣である  
から、あるいは資金上のいろいろな問題点がある  
からといって、そのような人たちのむげに冷たく  
扱っていくということも適当ではない、それは政  
治のあり方ではないと思っております。したが  
りまして、この点に對しては十分検討を加え  
て、このような人たちを何としてもこの特別小口  
保険の対象の中に入れていくことを、十分  
検討して措置していただきたいというのがこの趣  
旨でございます。

次に、中小企業信用保険臨時措置法案に對する  
附帯決議の第一点は、倒産関連中小企業者の範囲  
であります。親企業の倒産または操短によつて危  
機にさらされた中小企業者をどの範囲まで救済す  
るか、すべて本法の運用いかんにかかるといふ  
条文規定になっております。このことは立法的に  
も疑義があることも論議になりましたが、それは  
さておくとしまして、最も問題とすべきは政府  
の運用方針であります。審議の際に政府は、倒産  
親企業については金融機関借入れを除く負債額  
十億円以上を指定基準とし、対象中小企業者につ  
いては債権五十万円以上、または、取引依存度二  
〇%以上を認定基準とするのが当面の方針である

ことを明らかにされましたが、このようなことで  
は本法によつて救済される中小企業者の数は、ま  
さに暁天の星であります。負債額十億円以上の倒  
産企業数は、実績によれば全体の二〇%に達して  
おり、その上中小企業者のほら全体の制約されるなら  
ば、本法制定の意義はほとんど失われると言わ  
なければなりません。さらに、再下請の中小企業者  
は、主として本法第二条第二項第二号によつて対  
象に含まれるはずでありまして、この点も政府  
は方針を明らかにしていただきたいと思います。これ  
らのはかにも種々問題がありますが、要は、本法  
が羊頭狗肉のものとならないように、本決議案の  
趣旨に沿つて弾力的に運用すべきことをぜひとも  
強く要請をいたしておきます。

第二点は、中小企業信用保険公庫に對する政府  
の出資の増額であります。これについてはいまさ  
ら申し上げるまでもありません。信用保証協会の  
基礎強化と公庫の保険準備基金増強のために強力  
にこれを推進すべきであります。この点も昨日強  
く主張いたしました。が、保険公庫の準備基金とい  
うのは昭和三十九年七十九億でありました。とこ  
ろが今日わずかに八十一億四千万円にすぎないの  
であります。この準備基金といふものを増額をし  
ていくというのでなければ、保証協会がこの信  
用補完制度がいかに強化されたという形になりま  
しても、中身がそれに伴わない。独立採算制であ  
りますので、なかなか焦げつき等を心配をして、  
この信用補完制度といふものをほんとうに実施し  
ていくことにちゅうちょするといふ形が起つて  
くるのであります。いまこの準備基金といふのは  
運用益という形においてこれが利用されておると  
いうところに問題があるわけでありまして、十分こ  
の点大臣はメスを入れられ、準備基金制度が眞に  
信用補完制度の大きな役割を果たすといふこと  
になりますように十分留意していただきたい、こ  
のように要請をいたしておきたいと思つて、さ  
らにまた、中小企業全般に對しての財政を強  
めるように格段の努力を要請をいたしておきたい  
と思つております。

第三点は、本法の恒久化が趣旨であります。本  
法の有効期限が昭和四十二年三月末までとなつて  
おりますが、この程度の期間内に本法の使命が達  
成されるのはなほだ困難であると考へられます  
し、本法の目的、内容から見て、本来恒久法とす  
べき性質のものであることも、再々指摘したとこ  
ろであります。今後の経済情勢の推移に即応し、  
中小企業者の要請にこたえて随時期限延長等の措  
置をとつていくべきであります。

最後に、両法案に通ずる問題として、信用補完  
制度拡充のための財政措置について政府に特に要  
望いたします。

今回の第三次補正予算に十億円の信用保険公庫  
への出資が計上されておりますが、必ずしも十分  
ではございません。それはただいま私が申し上げた  
とおりであります。信用補完制度を拡充するため  
には、公庫の保険準備基金の増強、融資基金の増  
強による信用保証協会の保証機能の強化、信用保  
証協会への出資金の増額等々、各般の施策を総合  
的に強力に推進しなければならぬのでありまし  
て、政府は、明四十一年度予算等において、重大  
な決意をもつてこれに對処すべきものと考へま  
す。

以上、提案の趣旨を御説明いたしました。が、何  
とぞ全員の御賛同をお願い申し上げます。ととも  
に、各項目ごとに通産大臣の所信を表明されんことを  
要望いたしました。説明を終わります。(拍手)

○内田委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。  
直ちに採決いたします。

まず、中小企業信用保険法の一部を改正する法  
律案に對する附帯決議を付するの動議に賛成の諸  
君の起立を求めます。

○賛成者起立

○内田委員長 起立総員。よつて、本動議のと  
り附帯決議を付することに決しました。  
次に、中小企業信用保険臨時措置法案に對する  
附帯決議を付するの動議に賛成の諸君の起立を求  
めます。

〔賛成者起立〕

○内田委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、通商産業大臣より発言を求められております。これを許します。三木通商産業大臣。

○三木国務大臣 ただいま二つの附帯決議案が議決をされたわけですが、特別小口制度あるいは小口制度と他種保険との併用の問題、あるいは中小企業者の小口保険に対する要件の緩和、さらに臨時措置法案に対しては倒産関連企業の負債認定基準を下げるという問題、あるいは保険公庫への出資金の増額、有効期限延長の処置を講ずるようにせよ、いずれもその精神はよくわかります。その精神を尊重して、その精神が今後生かされるように努力をすることを約束いたします。

○内田委員長 おはかりいたします。

而法案に関する委員会報告書の作成に關しましては委員長に御一任を願うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 御異議がないと認めます。よってさよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○内田委員長 次会は公報をもってお知らせすることとして、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時六分散会

昭和四十一年一月六日印刷

昭和四十一年一月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局